

こ保運第972号  
令和5年9月11日

保護者の皆様

横浜市こども青少年局  
保育・教育運営課担当課長

### 児童の欠席連絡等について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、昨今、静岡県牧之原市において園バスに取り残された児童が死亡する事故や、大阪府岸和田市、岡山県津山市において保育所を利用する保護者の車に置き去りにされた児童が死亡する事故など大変痛ましい事案が発生しております。

保育・教育施設に対しては、児童の人数確認の徹底を依頼しているところですが、保護者の皆様による、各施設への児童の欠席連絡等が大変重要となります。

児童の欠席等の連絡がない場合、各施設や園の保育・教育者が、保育・教育業務から離れ、登園していない児童の所在を確認するために対応することもあります。

児童の命を守るためには、保護者の皆様のご理解・ご協力が欠かせません。

保護者の皆様におかれましては、お子様が欠席する場合、登園が遅れる場合は、各施設・園で定められた時間までに、必ず連絡をしていただきますようお願いいたします。

<担当連絡先>

保育・教育運営課

045-671-3564